**第３号議案　　決 議 (案)**

我が国の山村は、日本人としての精神の原点として国を支えてきた力の源であり、食料・森林資源の生産はもとより、国土の保全・災害防止、水資源の涵養、自然環境の保全、景観の形成、歴史・伝統文化の伝承等、多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担ってきた。このような国民の共有財産と言うべき山村は、国土の約５割にも及んでおり、そこを人口のわずか２．５パ－セントの住民が守っている。

こうした中で、山村を取り巻く環境は、近年、人口減少・高齢化の進展、これに伴う集落機能の衰退や自然災害・鳥獣被害の多発等により厳しさを増し、加えて長期に及んだコロナ禍、気候変動による災害の多発、世界情勢の激変に伴う諸物価の高騰等の影響があり、多くの山村が存続を危ぶまれると言っても過言ではない状況となっている。山村をはじめとする地方が衰退することは、国家の存立にとって重大な危機だと言わなければならない。

その一方、脱炭素や生物多様性保全という世界的な課題の下で、山村が果たしている自然環境保全・災害防止の機能及び二酸化炭素の吸収源としての機能が広く国民に再確認されるとともに、コロナ禍に直面する中で都市への人口集中の弊害が顕在化し、日本人口の急減を防ぐためにも人口の地方分散が必要であると改めて認識されたところである。

山村の有する多面的・公益的機能を更に充実し、山村地域の活性化と持続的発展を確保していくことは、国土の保全、地方創生に直結することに加えて、多くの価値観が分断を生む社会にあって協調と連携を尊重する精神文化の継承にもつながり、ひいては国民生活全体の発展・安定につながるものと考える。

国におかれては、以上の認識の下に、山村振興を国の重要課題に据えて、下記の事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

１．令和７年３月に期限の到来する山村振興法について、内容を充実して延長すること。

１．東京一極集中を改め、地方への人の流れを形成し、移住政策等による総合的な人口政策を講ずること。

１．自然災害の被災地の復旧・復興、防災対策の充実強化を図ること。

１．食料安全保障、地球温暖化など地球規模の課題に対処する上で山村地域への施策を強化すること。

１．山村におけるＡＩ・自動運転・ドローン等デジタル化の進展に応じた革新技術の導入・普及を図ること。

１．「山村活性化支援交付金」、「農山漁村振興交付金」、「中山間地域等直接支払交付金」等山村地域活性化のための対策の充実・強化を図ること。

１．「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」及び「都市(まち)の木造化推進法」により、林業、木材産業の振興対策の拡充強化、木材利用の促進を総合的に図ること。

１．地域公共交通の維持・確保を図るとともに、道路等生活環境の整備を推進すること。

１．鳥獣被害防止対策を強化・徹底するとともに、ジビエ拡大対策を進めること。

１．医療・保健・福祉対策に係る人材の偏在を改め、充実・強化を図ること。

１．オンライン等学校施設整備、体験活動推進等教育・文化施策の充実・強化を図ること。

１．地方交付税制度の充実・強化を図り、所要額を確保すること。

以上決議する。

　令和６年１１月２１日 　　　　　　　　 全国山村振興連盟通常総会